視覚障がい者サービスの現在(1)

岡田 重信（中央図書館）
西林 正人（中央図書館）
杉田 正幸（中央図書館）

【はじめに～大阪府立図書館の概要】

大阪府立図書館は、中央図書館(以下「当館」という。)と中之島図書館の2館体制をとっており、中央図書館は総合図書館として、1996(平成 8)年、大阪府東部の東大阪市に開館した。当館ホームページでは、「生涯学習時代のバリアフリー大型図書館」としている。

政令指定都市の大阪市、堺市に次ぐ人口約52万人の中核市である東大阪市は、宇宙衛星「まいど1号」を打ち上げた技術力の高い中小企業が集積する街。また「竜馬がゆく」「坂の上の雲」などでお馴染みの司馬遼太郎の住まいでもあった司馬遼太郎記念館や高校ラグビー全国大会の会場となる花園ラグビー場があり、経済、文化、スポーツなど多様な魅力を発揮している都市である。

一方、中之島図書館は、大阪都心のビジネス街にある立地と歴史的建造物の特性を活かして、主にビジネス支援サービスと大阪関係・古典籍資料を担当し、両館が連携し880万府民、そして内外から大阪に来られる方へのサービスを行っている。

2010（平成22）年4月から、業務の効率化とサービスの一層の向上をはかるため、民間事業者との協働による図書館運営、いわゆる大阪版市場化テストをスタートさせた。また5月5日「子どもの日」には、吹田市万博公園内にあった府立国際児童文学館（資料約70万点）が当館に移転し、大阪府立中央図書館国際児童文学館としてオープンした。こうしたことから、この2010年は、創設から100年余にも及ぶ府立図書館の歴史の中でも大きなエポックの年になるものと受け止めている。

市場化テストによって、利用者サービス支援を中心とした業務を包括的に民間（株式会社図書館流通センター(TRC)）に委託することになったが、障がい者サービスについては、児童サービスとともに、行政施策の推進に関する基幹的な業務として、市場化テストによる委託の対象外とし、従来どおり府職員（司書）が業務にあたっている。

【障がい者サービスに対する基本的な考え方】

大阪府では、障がい者施策の基本的な方向を示す「第3次大阪府障がい者計画」(2003.3)

で「人が人間(ひと)として普通に暮らせる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、その後期計画(2008.3)に基づき、各般にわたる障がい者支援の取り組みを進めている。

障がいのある人たちにとって、社会教育施設である図書館の利用、サービスについては、ややもすると、利用する側の様々な障がいによって、図書館へ出かけることや情報へのアクセス等が困難になっていると思われがちである。しかし実際には、図書館の側が、障がいのある方々に対応できるような設備や資料、サービスを整えていない、備えていないことによって利用が困難になっていることが少なくないのではないだろうか。つまり問題は、利用する側ではなく、サービスを提供する図書館側にあるという認識に立ち、利用を困難にする要素を少しでも取り除けるよう、図書館として環境改善や条件整備に努めることが重要である。

大阪府立図書館での視覚障がい者へのサービスは、その前身である夕陽丘図書館の開館時(1974)から始めており、当館の開館にともなう夕陽丘図書館廃止により、サービス機能を継承・拡充するという経過をたどっている(2)。ここでは下記のような視点で当館の取り組みを紹介する。

１．施設・設備面（ハード）での配慮

→点字ブロック、手すり、誘導鈴、点字案内板、磁気誘導ループ、電光掲示板　etc

２．サービス面（ソフト）のアクセシビリティ

→対面朗読サービス、郵送貸出サービス、点字児童書等貸出サービス(わんぱく文庫)

３．情報(web)へのアクセシビリティ

→ホームページ作成上の配慮、視覚障がい者向け蔵書検索ホームページ

４．視覚障がい者および盲ろう者向けＩＴ支援サービス

→パソコン利用支援サービス、ＩＴ講習会

【１．施設・設備面での配慮】

今日では、公共施設・公的な施設など街づくりのハード面については、国においてバリアフリー法など法的措置も講じられたことから、障がい者に配慮してすすめることは当然のこととなっているが、当館の建設計画当時は、まだそれほど社会的な認識になっていない状況であった。

そんな中、大阪府は、1992 年に全国の都道府県に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定し、計画中の当館は、大型の府立施設として条例適用の第 1 号に位置づけられた(3)。

そのため設計段階から施設・設備面での配慮がなされ、例えば今日では、当たり前のこととなっている「段差」をなくすことを徹底させている。これは車いすの利用者や高齢者などの利用だけでなく、すべての人の行動にとっても求められると考えたからである。

＜点字ブロック／手すり＞

視覚障がいの方への配慮として、最寄り駅から障がい者サービスを担当している障がい者支援室までをメインルートに、エレベータからカウンター、会議室、喫茶室等へ誘導できるよう点字ブロックを敷設している。また、対面朗読室や会議室など主要な廊下部分には、手すりを設置している。

＜誘導鈴／点字案内板＞

図書館の入口では誘導鈴により、音で入口の場所を示しているが、入口に触知図つき点字案内板、これは略図を点の突起であらわし、触ることで空間を認識するものである。これを設けることで、事前に館内のフロア配置を把握できるようにしており、各階エレベータ前には、当該フロアの触知図つき点字案内板を設置している。

＜磁気誘導ループ（カウンター）／電光掲示板＞

このほか、視覚障がい以外の障がいのある方への配慮として、難聴の方のための補聴器用磁気誘導ループのカウンターへの設置、聴覚障がい者への電光掲示板による案内情報の表示などが挙げられる。ただし、火災などの非常時にはカウンターでの電光掲示板では間に合わないので、天井のフラッシュ付避難口誘導灯が作動するようにしている。

なお、車椅子での来館者についても、障がい者用トイレの設置、閲覧室の書架は間隔を1.8mから2mとり、大型の電動車イスでもゆったりと通行できるよう配慮している。

【２．サービス面のアクセシビリティ】

【２－１．対面朗読サービス】

対面朗読サービスは、目の不自由な利用者に代わって専門的な音訳技術を持った朗読協力者が所蔵資料などを読み上げるもので、一般利用者にとっての「閲覧」に該当するものといえる。サービス対象は、大阪府内に在住・在勤・在学の方、あるいは近隣府県在住で来館が可能な方としている。対面朗読室は7ブースあり、1日あたり原則2時間を単位と

しているが、朗読協力者を交代しながら終日利用いただける。

朗読協力者は、利用者の求めに応じて当該資料の必要な部分を読み上げる。その際、できるだけ感情移入せずに読むことが求められる。資料によっては、図や写真、グラフや表なども聞き手である利用者が適切に理解できるよう言葉で説明する(一般的に「音訳」といいう)。担当する朗読協力者は、利用者の求める資料の内容や希望日時などの条件を考慮しながらお願いすることにしている(4)。

［写真１：対面朗読］

左側が利用者、右側が朗読協力者。この利用者は大阪府内の大学教授で、当館の専門分野の蔵書とレファレンスサービスがよいということでよく利用されている。利用者が手もとで操作しているのは、点字タイプライター(ライトブレイラー：愛称「カニタイプ」)で、朗読者が読み上げる内容をメモしている。一般的に対面朗読の利用者は、点字タイプライターや点字機、パソコンなどを使ってメモをとる。希望があれば図書館で必要機器を準備する。

【２－２．郵送貸出サービス】

図書館サービスの基本中の基本である本の貸出は、図書館に来られるのが困難な方にとっては、そのことによって、基本的なサービスさえ受けられないことになりかねない。そこで、何らかの理由で図書館に来れない方々へのサービスを保障するために、希望する資料を郵便で送る郵送貸出サービスを行っている(5)。サービス対象は、大阪府内に在住、在学、在勤で視覚障がいのある方としている(6)。

＜墨字図書＞

墨字図書とは、活字印刷された一般図書のことであり、点字資料や録音図書と区別する必要がある場合に用いる。

視覚に障がいのある方は、家族や知人、ボランティアの方など、誰かに図書を読んでもらう必要がある。最近ではスキャナーで紙面を取り込んで、文字認識ソフトを使ってパソコンから音声で聞くといった利用もできるが、いずれにせよ、目で読むことに比べれば、かなり時間がかかる。そこで、当館の貸出期間は通常３週間としているが、このサービスでは、郵送に必要な日数を含め３ヶ月間としている。もちろん当館に所蔵していない資料

でも、府内公共図書館など相互貸借が可能であれば、資料を取り寄せて貸し出すことにしている。

墨字図書の郵送貸出に関連して、当館がどのような図書を受け入れたかを知らせるために、年４回、新着図書案内を作成している(7)。この新着図書案内には、点字版、録音版（カセットテープ、DAISY(8)）があり、利用者のニーズに応じて希望される形態で送っている。

＜点字資料、録音図書＞

一方、点字資料や録音図書については、全国の視覚障がい者情報提供施設である点字図書館や公共図書館が所蔵する資料も取り寄せて、利用者へ送っている。昨年の貸出件数は、点字図書館等からの取り寄せなども含めると、約4,000タイトルにのぼっており、墨字図書とともに年々ニーズは高まっている。

なお、利用者が求めている録音図書が、学術文献を元にしたもので、点字図書館にも所蔵されていなければ、国立国会図書館に製作(DAISY)を依頼することもできる。

【２－３．点字児童書等の貸出サービス(わんぱく文庫)】

当館では、開館時から、ボランティアの協力により、「視覚障害児のためのわんぱく文庫」を設けることができ、主に目の不自由な子どもさんたちを対象に、一般の児童書と同じように、点字の児童書や録音テープの貸出を行っている。資料は一般の児童書と同じ子ども資料室に配架している。なお別途、子ども資料室には、バリアフリー関連図書コーナーとして、点字や補助犬、手話など、子どもたちの障がい者への理解を広げるうえで参考となる図書を別置している。

「主に目の不自由な子どもさんたちを対象」というのは、児童・生徒たちの図書館の施設見学や親子で点字を体験する点字教室、図書館で行う人権展などの機会に、上記資料とともに、参考教材や展示資料としても活用しているからである。

協力いただいているボランティア団体は、日常的には点字の絵本づくりのほか、毎年、図書館の施設を活用したコンサートやおはなし会などの行事を通じて、ご家族や一般の方々と一緒になって交流する機会を提供していただいている。

［写真 2：わんぱく文庫ふれあいコンサート①］

当館のホール(定員 380 名)を活用し、ボランティアグループ「視覚障害児のためのわんぱく文庫」と当館が共催の形で開催している。目の不自由な子どもさんたちに「本ものの音楽を生(なま)で聞かせたい」という主催者の思いから、当館開館翌年から毎年プロの演奏家を招いて開催している。グループメンバーをはじめ多くの府民の方が、毎年楽しみにされている。2010 年は、ハープとフルートの演奏のプログラムで行われた。

［写真 3：同コンサート②］

演奏会終了後、協力いただいた演奏家の方たちにお礼をした後、演奏家のご好意により、子どもたちが舞台に上がり、楽器を身近に触らせていただく機会をつくっていただいた。特に、ハープに人気が集中し、舞台の上に長い列ができていた。

【３．情報(web)へのアクセシビリティ】

【３－１．ホームページの作成にあたって】

図書館に限らず行政が作成するホームページはどの場合もそうだが、視覚障がい者の方の利用を前提にして、音声読み上げソフトで容易に利用できるよう努めることが重要である。そのために、web へのアクセシビリティ、つまり音声読み上げソフトの特性を踏まえて、視覚障がい者の方が web の画面操作が容易にできるよう留意する必要がある。留意すべき点としては、次のようなことが挙げられる。

・各ページの先頭には必ずタイトルを入れる

・画面を複数に分割するフレームは極力使用しない

・画像がある場合は必ずその説明を加える

・文中に強制改行を入れない

・単語内にはスペースを入れない

そのためweb画面については、誰もが便利で使いやすい、いわゆる情報のユニバーサルデザインを導入している大阪府の「ホームページ作成ガイドライン」に沿うとともに、JIS規格や国あるいは情報関連企業の指針やガイドライン等も参考にしながら作成している。

また当館のホームページでは、一般利用者向け画面の配慮だけでなく、障がい者向けのサービスを紹介するページを別途設け、トップページから容易に入れるようにしている。項目としては、お知らせ、利用案内、蔵書検索、DAISY 所蔵目録などで、利用案内の中で「視覚障がいのある方へのサービス」を案内している。コンテンツについては、館内に設置しているホームページに関わる横断的なチームを中心に、一般の利用者向けの情報内容との整合性にも配慮しながら運用している。

【３－２．視覚障がい者向け蔵書検索ホームページの公開】

～“画面を見てマウス”から“音声によるキーボード”の操作へ～

インターネット全盛の今日、すべての都道府県立図書館、政令指定都市図書館はもとより、市区町村図書館でもすでに約８割が、ホームページ上で蔵書検索システムを公開している(9)。しかし、残念なことに、検索画面を目で見て、マウスでクリックする操作を前提としているものがほとんどで、これでは視覚障がい者にとって使いやすいとは言いがたいのが現状である。

一般の利用者であれば、パソコンの画面を見て、必要な箇所をマウスでクリックすればいいわけだが、視覚障がい者の方の場合はそうはいかない。一般的に、視覚障がいのある方がパソコン操作をする場合には、パソコンの画面情報を音声で読み上げる「スクリーン・リーダー」やインターネットの情報を音声で読み上げる「音声ブラウザ」などのソフトウェアを使いながらキーボードで操作をする。画面を見ての操作ができないので、一回一回の操作ごとに機械の音声を聞き、カーソルの位置を確認しながら、キーボードの「Tab」キーを押して一つずつ項目を移動させるという面倒な作業を何度も繰り返さなければならない。

たとえば、当館の一般利用者向け蔵書検索画面で検索する際、特に視覚障がい者にとってニーズの高いＣＤの場合、演奏者名(「著者欄」)を入力してから「資料区分欄」(視聴覚)へチェックを入れるまで、実に20回以上も「Tab」キーを押さなければならない仕組みになっていた。

このことについて、ある視覚障がいの利用者から指摘を受けたことが、この取り組みのきっかけになった。かといって当館も、他の図書館同様、民間企業が開発したシステムを採用しているため、システムを改良するとなれば、それなりのコストがかかることになる。そこで、いろいろな方策を検討した結果、検索システム自体はそのままで、視覚障がいのある利用者にも使いやすい画面に改善した蔵書検索のホームページを新たに公開することにした。その蔵書検索ホームページの特徴は次の３点である。

［写真４：視覚障がい者向けの蔵書検索（スクリーン・リーダー、音声ブラウザ対応）］

＜視覚障がい者が簡単に利用できる蔵書検索ホームページの特徴＞

１点目は、「画面を見てマウス」から「音声によるキーボード」を前提にした操作方法にするために、検索に必要な一つ一つの操作に、独自のショートカットキーを割り当てたことである(10)。つまり、二つのキーを組み合わせた独自のショートカットキーを新たに設定し、それを同時に押すだけで、検索画面を選択したり、希望する入力箇所へジャンプすることができるよう工夫をした。もちろん、これらのショートカットはスクリーン・リーダーや音声ブラウザ等のものと重複しないように割り当てている。

また、蔵書検索ページ内であれば、どの画面でも共通になるよう努めている。たとえば、簡易検索や詳細検索いずれの画面でも、「Alt」キーと「T」キーを同時に押すだけで、書名

欄にカーソルが移動する。

2 点目は、検索は、書名、著者名からすぐに検索する簡易検索のほか、資料区分、媒体種類による検索ページも用意しているので、「大活字本で探す」など目的によって使い分けできるようになっている。また、視聴覚資料については、ビデオやDVDなどの映像資料と、カセットやCD等の音響資料のジャンル表から好きなジャンルを選択することで、選んだジャンルの資料一覧を表示させることもできる。

最後に3点目として、現在カーソルのあたっている場所が、何の入力欄なのか、何を選択するチェックボックスなのかも音声ソフトで適切に読み上げられるようにしている。

なお、郵送貸出サービスを受けていて、事前にパスワードを取得した方であれば、自宅にいながらにしてインターネット上の操作で、検索から貸出サービスまで受けていただくことが可能になる。

このほか、現在、インターネットからレファレンスを受け付けるｅ－レファレンスサービスの準備を進めている。すでに2010年5月から試行的に開始し、年内を目処に本格実施する予定である。これによって、来館や電話での利用が困難な方々でもインターネットを介してレファレンスサービスを、日本全国どこからでも利用できるようになる。

【４．視覚障がい者および盲ろう者向けＩＴ支援サービス】

＜視覚障がい者に対するパソコン利用支援サービス＞

当館で、視覚障がい者に対するパソコン利用の支援サービスを開始したのは、2000年（開館して 4 年後）からであった(11)。この時、デスクトップパソコンと点字ピンディスプレイ、画面音声化ソフト、音声読書システム、ホームページ音声読み上げソフトを導入している。

翌2001年には国のＩＴ予算を活用して機器の整備を行い、視覚障がい者向けのＩＴ講習会を開始した。特にインターネットの使い方やスキャナーを用いた音声読書機の利用などは、それまで行っていた対面朗読サービスとの併用により利用者の増加につながっている。

＜「盲ろう者」へのパソコン利用支援サービス＞

2001年度からは、視覚、聴覚の両方に障がいのある方、いわゆる「盲ろう者」へのパソコン利用支援サービスを開始した(12)。聴覚障がいの場合は目からの情報、視覚障がいの場合は耳からの情報を得ることができるが、両方に障がいのある盲ろうの方は、目からも

耳からも情報を得ることができない。そのため、パソコンの利用が普及するまでは、通訳者が盲ろう者の手のひらに指で文字を書くか、手話を手で触ってもらって伝える方法（「触手話」）でしか情報を得ることができなかった。

しかし、盲ろうの方でも、パソコンを使うことができればインターネット上のニュースを読んだり、必要な情報が得られたり、メールを使うことにより他者とのコミュニケーションが可能となる。

盲ろう者の中でも、多少視力のある「弱視ろう」の方は、パソコンの画面を拡大することによって情報を得ることができ、「全盲ろう」の方の場合は、パソコン画面の情報を点字で表示する装置「点字ディスプレイ」により情報を得ることができる。

これら視覚障がい者以上に情報入手が困難な「盲ろう者」に対しても、当館では 2001 年度からパソコン個別支援、2003 年度からインターネット講習会を開始している(13)。こうしたサービスが、他の公共図書館でも広がることを期待したい。

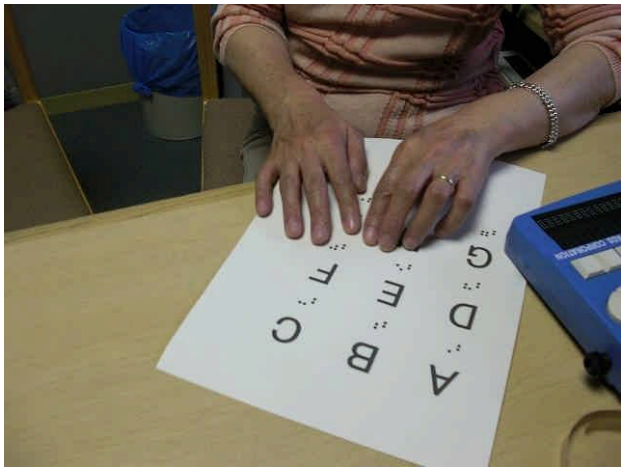

［写真 5：全盲ろう者へのパソコン利用支援サービス①-立体コピー］

視覚と聴覚の両方に重複障がいのある盲ろう者を対象に行っているパソコン利用支援サービスである。利用者が触ってるのは「立体コピー」で、カプセルペーパーという特殊な紙に絵を書き、熱を加えると絵が浮き出てくる。パソコン画面の情報を立体的な図形で表したり、漢字を表して、盲ろう者のパソコン支援に使用する。

［写真 6：同支援サービス②-点字速記用タイプライタ］

盲ろう者とのコミュニケーションの際に使う点字速記用タイプライタ（「ブリスタ」ドイツ製）。6 つのキーの組み合わせで点字を入力し、機械の横から打たれた点字が出てくる。利用者は点字の書かれた紙テープを触って読む。

［写真 7：同支援サービス③-パソコンによる点字入力］

盲ろう者がパソコン入力する際、ローマ字入力を使用する以外に、6 点の点字入力（キーボード中央の F・D・S・J・K・L の六つのキー（F/J キー横バーの突起）の組み合わせ）を用いることがある。たとえば、「FDSJKL」の六つのキーを同時に押したら「め」と文字が打てる。

［写真 8：同支援サービス④－ズームテキスト（画面拡大）］

盲ろうの人で少し見えて画面を拡大してパソコンを使用される方も多い。ズームテキストという画面拡大ソフトは 1 倍から 36 倍までの画面拡大ができ、弱視者に使用。ディズニー好きな弱視ろう者が、インターネットでディズニーのキャラクターを調べている。

［写真 9：同支援サービス⑤－ブレイルセンス（点字携帯情報端末）］

盲ろう者にとっては点字で確認できる唯一の携帯情報端末。視覚障がい者には音声読み上げの携帯電話があるが、盲ろう者には使用できない。電子メール、インターネットなどの機能が備わっており、外出先でも情報が得られ、人と連絡がとれる。入力方法は 6 点入力使用。32 ますの点字表示で情報が現れる。（重さ 924 グラム）

【まとめ～障がい者サービスを深化させるために】

あまねく府内の視覚障がい者(約2万8000人(14))へサービスを提供するという観点からすると、当館の取り組みは、まだまだ十分とはいえない(視覚障がい者登録536人)。今後、視覚障がい者情報提供施設である点字図書館(府内4箇所)はもとより、府内の公共図書館と連携し、地域のより身近なところでサービスを受けられる環境を府全域で整えていくことが求められる。

また視覚障がいだけでなく、聴覚に障がいのある利用者に対してもサービスの幅を広げていきたいと考えている。平成22年度から、障がい者へのサービス担当セクションの名称を、従来の「対面朗読室」から「障がい者支援室」に変更したのもそうした思いをこめたものである。

聴覚障がいサービスについては、平成20年度から手話通訳者(嘱託)を配置しているほか、利用者との応接で必要となる手話表現を写真つきで解説した職員向けの「手話ブック」の作成、手話イラストを付けた案内サイン設置、聴覚障がい者の方を対象とした図書館ガイドツアーの実施など、その充実に努めている。そのほか、こどもを対象にしたイベント「楽しい手話」などにより、手話を学ぶことを通じて、障がいを持つ人々への理解を広げることに役立てている。

これらの取り組みは、職員が自主的に立ち上げた館内のワーキングチーム（デフサービスチーム(Deaf Service Team)）で検討したことを順次着手しているものである。

さらに今後は、支援学校等との連携を深め、障がいニーズにあったよりきめ細かなサービスを展開していきたいと考えている。

［写真10：楽しい手話］

子ども資料室(児童サービス担当セクション)のおはなし会を行う部屋を使い、こどもたちを対象に、絵本やゲームを通じて手話を楽しみながら学ぶ機会を提供している。手話通訳専門の図書館スタッフが指導に当たり、親子づれで参加される方々に喜んでいただいている。写真の手話の意味は、「手話で表す（表現する)」の「手話(で)」を表している。

昨年の著作権法改正では、3 つの柱の一つに「障害者の情報利用の機会の確保のための措置」が位置づけられている。「電子図書館」が現実のものになりつつある今、情報化の成果として、すべての人が図書館サービスを等しく享受できるようにすること、これは図書館の使命であり重要な課題である。そのためには、図書館利用が困難な人たちにも、一般の方と同じサービスを届けられるよう、サービスを提供する図書館の側が、条件を整備していかなければならない。

今日の厳しい財政状況、組織人員体制のなかにあって、その実現には、あまりにも多くの困難が立ちはだかっているが、少しでも障がい者サービスの前進が図られるようこれからも努力を重ねていきたい。

---

(1) 本稿は、平成 22 年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会(2010 年 7 月 8 日)において、岡田が「大阪府立中央図書館の現状と視覚障がい者サービスの取組」をテーマに報告した際に配布した資料をベースにしながら、一部加筆したものである。

当日の報告では、視覚障がい者向けの蔵書検索ホームページを中心に、当館のＨＰを使ってその概要と操作方法について説明した。なお本稿の掲載写真は、当日、時間の関係で取り上げることができなかったものである。

(2)「中之島百年－大阪府立図書館のあゆみ」(大阪府立中之島図書館百周年記念事業実行委員会/2004)の第六章大阪府立中央図書館の誕生(P273～274「障害者サービス」)を参照のこと。

(3) 同上の第六章大阪府立中央図書館の誕生(P267「バリアフリー化を目指して」)を参照のこと。

(4) 対面朗読実績(平成 21 年度)：のべ利用者数 893 人／実施回数 1,547 回／時間数 3,086 時間

朗読協力者：有償ボランティア(1 時間当たり 1,000 円＋交通費の実費)　登録人員 40 名強

(5) 郵便法により、墨字図書の郵送料は半額(図書館負担)、点字資料等の場合は無料。

郵送貸出実績(平成 21 年度)：302 件／914 冊(郵送費約 30 万円)。(視覚障がい以外も含む)

(6) 大阪府内に在住･在学･在勤を前提に、視覚障がいのある方以外にも、肢体障がい１・２級、内部機能障がい１～３級、および知的障がいのある方で療育手帳Ａをお持ちの方であれば、墨字図書の郵送貸出サービスをおこなっている。

(7) 新刊図書案内は年間で約 1,000 タイトル収録。点字版は、年４回の発行で合計 112 ページとなる。

(8) DAISY とは、Digital Accessible Information System の略で、カセットに代わるデジタル録音図書

の国際標準規格。その特徴として、つぎのような点が挙げられる。

１．目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことが可能

２．一枚の CD に 50 時間以上も収録が可能

３．マルチメディア DAISY 図書は音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることが可能

(ENJOY DAISY：http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/index.html (last access 2010/10/27) より)

(9) 公共図書館の蔵書検索システムのホームページ上での公表状況については、日本図書館協会「公共図書館 Web サイトのサービス」による。

http://www.jla.or.jp/link/public2.html (last access 2010/10/27)

(10) 独自のショートカット(32 操作項目)の設定には、できるだけ覚えやすいように、「Alt」キーと組み合わせる操作キーとして、例えば、書名の場合にはアルファベット「T」(=Title(書名))、著者の場合にはアルファベット「A」(=Author(著者))、検索開始の場合にはアルファベット「S」(=Search(検索))などのように工夫した。詳細は、大阪府立中央図書館 HP「蔵書検索（スクリーン・リーダー、音声ブラウザ対応）ヘルプ」(http://www.library.pref.osaka.jp/central/taimen/search/help.html (last access 2010/10/27)) を参照のこと。

(11) 視覚障がい者に対するパソコン利用支援実績（平成 21 年度）：のべ 87 人へ計 172 時間。

(12) 盲ろう者へのパソコン利用支援実績（平成 21 年度）：のべ利用者 206 人。盲ろう者 119 人へ計 261 時間、視覚障がい者 87 人へ計 172 時間。詳細については下記資料を参照のこと。

杉田正幸「盲ろう者へのパソコン支援」35-43 頁、『大阪府立図書館紀要』第 37 号 2008 年

(13) インターネット講習会等への参加実績（平成 21 年度）：のべ 18 人（盲ろう者 6 人、視覚障がい者 12 人）

(14) 大阪府内の視覚障がい者数は、「平成 20 年度 社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」の身体障害者手帳交付台帳登載数による。

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060282 (last access 2010/10/27)